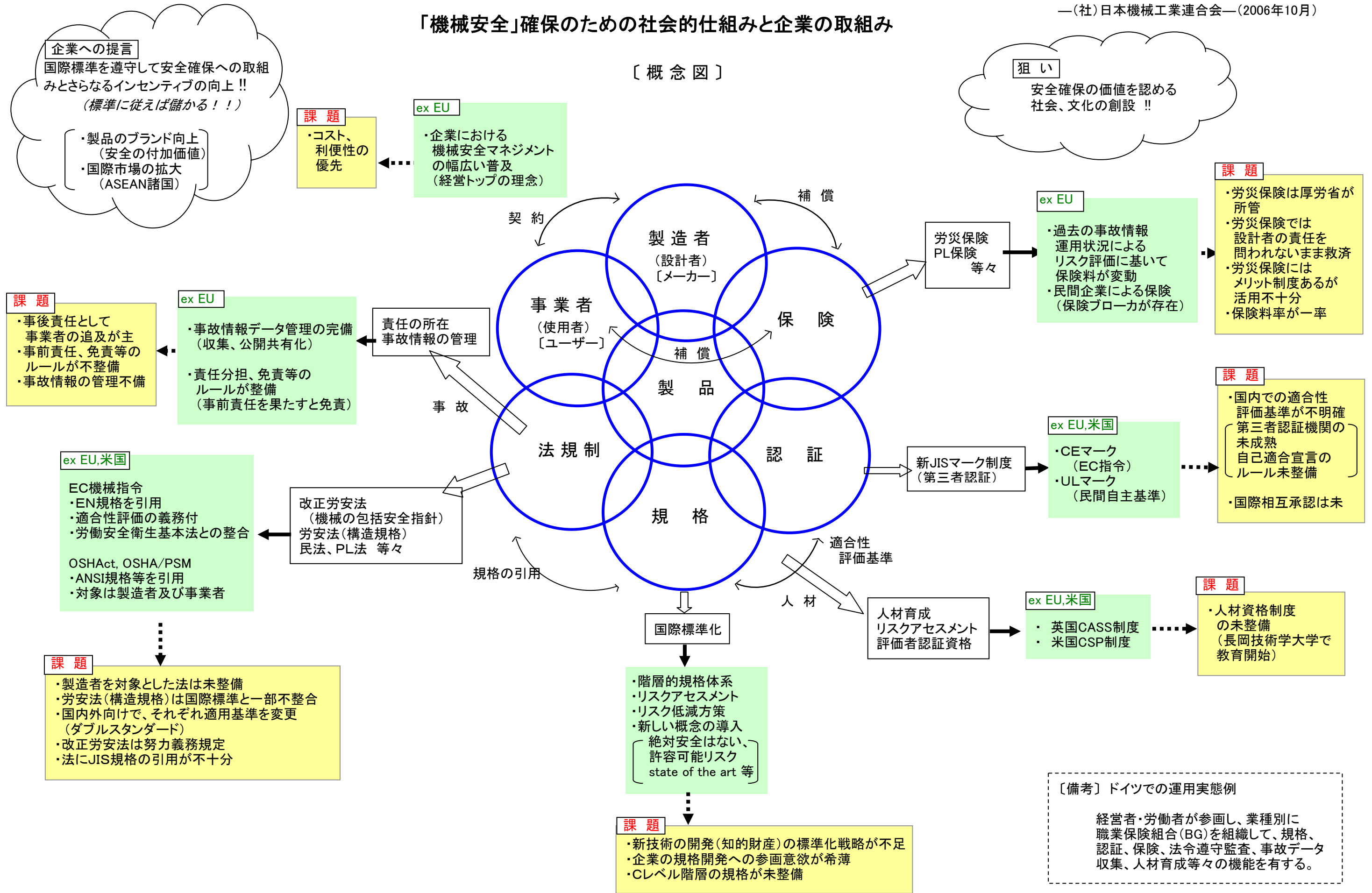


# 「機械安全」確保のための社会的仕組みと企業の取組み

〔概念図〕



### 企業への提言

国際標準を遵守して安全確保への取組みとさらなるインセンティブの向上!!  
(標準に従えば儲かる!!)

- ・製品のブランド向上 (安全の付加価値)
- ・国際市場の拡大 (ASEAN諸国)

### 課題

- ・コスト、利便性の優先

### ex EU

- ・企業における機械安全マネジメントの幅広い普及 (経営トップの理念)

### 狙い

安全確保の価値を認める社会、文化の創設!!

### 課題

- ・事後責任として事業者の追及が主
- ・事前責任、免責等のルールが不整備
- ・事故情報の管理不備

### ex EU

- ・事故情報データ管理の完備 (収集、公開共有化)
- ・責任分担、免責等のルールが整備 (事前責任を果たすと免責)

責任の所在  
事故情報の管理

事故

### ex EU, 米国

- EC機械指令
- ・EN規格を引用
  - ・適合性評価の義務付
  - ・労働安全衛生基本法との整合
- OSHA, OSHA/PSM
- ・ANSI規格等を引用
  - ・対象は製造者及び事業者

改正労安法 (機械の包括安全指針)  
労安法 (構造規格)  
民法、PL法 等々

規格の引用

新JISマーク制度 (第三者認証)

### ex EU, 米国

- ・CEマーク (EC指令)
- ・ULマーク (民間自主基準)

### 課題

- ・国内での適合性評価基準が不明確 (第三者認証機関の未成熟)
- ・自己適合宣言のルール未整備
- ・国際相互承認は未

適合性評価基準

人材育成  
リスクアセスメント  
評価者認証資格

### ex EU, 米国

- ・英国CASS制度
- ・米国CSP制度

### 課題

- ・人材資格制度の未整備 (長岡技術学大学で教育開始)

### 課題

- ・製造者を対象とした法は未整備
- ・労安法 (構造規格) は国際標準と一部不整合
- ・国内外向けで、それぞれ適用基準を変更 (ダブルスタンダード)
- ・改正労安法は努力義務規定
- ・法にJIS規格の引用が不十分

国際標準化

- ・階層的規格体系
- ・リスクアセスメント
- ・リスク低減方策
- ・新しい概念の導入 (絶対安全はない、許容可能リスク state of the art 等)

### 課題

- ・新技術の開発 (知的財産) の標準化戦略が不足
- ・企業の規格開発への参画意欲が希薄
- ・Cレベル階層の規格が未整備

〔備考〕ドイツでの運用実態例

経営者・労働者が参画し、業種別に職業保険組合 (BG) を組織して、規格、認証、保険、法令遵守監査、事故データ収集、人材育成等々の機能を有する。